



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月8日火曜日 第2754号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	126
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	126
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(都市整備課) ...	126
道路の区域変更(県道高知伊予三島線).....	(東予地方局管理課) ...	126
道路の区域変更(一般国道319号).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	127
道路の供用開始(").....	(") ...	127
道路の区域変更(県道広見吉田線).....	(南予地方局管理課) ...	127
道路の供用開始(").....	(") ...	128

人事委員会公告

平成28年度愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	128
平成28年度愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告.....	(") ...	132

告 示

○愛媛県告示第250号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市長沢字宮地甲1326、字原ヶ谷山乙203の14、乙203の164、乙203の165、乙203の166、乙203の167、乙203の168、乙203の169、乙203の344
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮地甲1326・字原ヶ谷山乙203の164・乙203の165・乙203の166・乙203の167・乙203の168(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第251号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点)
- 2 作業期間 平成28年3月9日から
25日まで
- 3 作業地域 新居浜市庄内六丁目、中村二丁目

○愛媛県告示第252号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・2・3号来住余戸線(松山市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
平成16年2月6日から
平成31年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	高知伊予三島線	新居浜市別子山字茂津乙510番39地先から 同字乙510番38地先まで	旧	メートル 4.9~27.5	キロメートル 0.058	
			新	23.1~34.2	0.058	

○愛媛県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町馬立64番7から 同町馬立139番2まで	旧	メートル 5.3~9.5	キロメートル 0.136	
			新	8.1~31.1	0.136	
"	"	四国中央市新宮町馬立1158番2から 同町馬立1157番3まで	旧	9.9~13.5	0.059	
			新	13.5~21.5	0.059	
"	"	四国中央市新宮町馬立1195番4から 同町馬立1196番4まで	旧	12.7~30.8	0.064	
			新	31.1~46.3	0.064	

○愛媛県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町馬立64番7から 同町馬立139番2まで	平成28年3月8日
"	"	四国中央市新宮町馬立1158番2から 同町馬立1157番3まで	"
"	"	四国中央市新宮町馬立1195番4から 同町馬立1196番4まで	"

○愛媛県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市高串字舟ノ川乙357番2から 同字乙356番2まで	旧	メートル 6.3~8.6	キロメートル 0.038	
			新	13.7~18.5	0.038	

○愛媛県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広見吉田線	宇和島市高串字舟ノ川乙357番2から 同字乙356番2まで	平成28年3月8日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成28年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成28年3月8日

愛媛県人事委員会

愛媛県警察本部

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁（東京都）、神奈川県、大阪府又は兵庫県警察官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

また、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
大学卒	愛媛県	47人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、 犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、 交通の取締りその他公安の維持に従事 します。	平成29年4月1日
	警視庁	3人程度		
	神奈川県	2人程度		
	大阪府	5人程度		
	兵庫県	3人程度		
大学卒 特別募集	愛媛県	16人程度		平成28年10月1日

大学卒の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- 日本の国籍を有する者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成29年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒 特別募集	ア 昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成28年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成28年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和61年5月9日から平成7年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容												
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)												
	体力試験 (愛媛県のみ)	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上 (左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が2種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準	反復横とび	50回以上 / 20秒間	握力	45kg以上 (左右の平均)	上体起こし	25回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	20mシャトルラン	65回以上
	種目	基準													
	反復横とび	50回以上 / 20秒間													
握力	45kg以上 (左右の平均)														
上体起こし	25回以上 / 30秒間														
腕立て伏せ	30回以上														
20mシャトルラン	65回以上														
スポーツ加点 (愛媛県のみ)	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。 (詳細は、別表「加点の申請について」を参照) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験					
項目	基準														
柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)														
剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)														
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験														
身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。					
項目	基準														
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。														
聴力	完全であること。														
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。														
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。												
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)												
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。												
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。												

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。
 教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

別表 加点の申請について

項目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	<p>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」に証明書類を添付して、郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：平成28年4月18日（月）午後5時15分（必着））</p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時まで証明書類の原本又は追加書類を提出してください。）</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）</p> <p>(2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）</p> <p>(3) 期限までにスポーツ加点申請書及び証明書類の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。）</p>
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	<p>出身校による全国大会参加証明書（原本）又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること</p> <p>(2) 大会に選手として出場したこと</p> <p>(1)は基準で例示している全国大会の場合には不要</p> <p>(2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること</p>	

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次 試験	<p>平成28年5月7日（土）</p> <p>午前8時30分から午後5時30分までのうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）</p>	<p>体力試験</p> <p>身体検査</p>	<p>松山東高等学校</p> <p>（松山市持田町二丁目2番12号）</p>	<p>5月下旬</p> <p>第1次試験当日にお知らせします。</p>
	<p>平成28年5月8日（日）</p> <p>午前9時から午後0時まで （受付時間：午前8時から午前8時45分） 遅刻した場合は受験できません。）</p>	<p>教養試験</p>		
第2次 試験	<p>6月中旬に松山市内で実施予定です。</p> <p>詳細は、第1次試験合格者に通知します。</p>			<p>7月上旬</p>

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。（「6 受験票の交付」参照）

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年4月1日（金）午前8時30分から4月18日（月）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、4月11日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますが、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

(1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。4月27日（水）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、大学卒は平成29年4月以降の、大学卒特別募集は平成28年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
また、名簿に記載されても、大学卒は平成29年3月末日までに、大学卒特別募集は平成28年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給（現行給料月額199,500円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第1次試験 合 格 発 表 の 日 から 1 月 間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験 受 験 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験 合 格 発 表 の 日 から 1 月 間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

スポーツ加点申請書 提 出 先 問 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/		
問 合 せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120-204-724		
愛 媛 県 以 外 の 都 府 県 に 関 す る 問 合 せ 先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120-03-4145	
	大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314	

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成28年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成28年3月8日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

また、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
大学卒	6人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。	平成29年4月1日
大学特別募集	4人程度		平成28年10月1日

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成29年3月末日までに卒業する見込みの者
大学特別募集	ア 昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成28年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成28年10月1日の採用に応じられる者

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容												
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）												
	体力試験	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が2種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準	反復横とび	40回以上 / 20秒間	握力	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	15回以上	20mシャトルラン	35回以上
	種目	基準													
反復横とび	40回以上 / 20秒間														
握力	25kg以上（左右の平均）														
上体起こし	15回以上 / 30秒間														
腕立て伏せ	15回以上														
20mシャトルラン	35回以上														
スポーツ加点	5点	柔道、剣道又は他のスポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「加点の申請について」を参照） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験					
項目	基準														
柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）														
剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）														
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験														

身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。	
		項目	基準
		視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
		聴力	完全であること。
		その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。
基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。			
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

別表 加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」に証明書類を添付して、郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。(提出期限：平成28年4月18日(月)午後5時15分(必着)) スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求められる場合があります。(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までには証明書類の原本又は追加書類を提出してください。) なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。) (2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。) (3) 期限までにスポーツ加点申請書及び証明書類の提出がない場合(申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書(原本)又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合には不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	平成28年5月7日(土) 午前8時30分から午後5時30分までのうち人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。)	体力試験 身体検査	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	平成28年5月8日(日) 午前9時から午後0時まで (受付時間：午前8時から午前8時45分) 遅刻した場合は受験できません。	教養試験		
第2次試験	6月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			7月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。(「6 受験票の交付」参照)

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年4月1日(金)午前8時30分から4月18日(月)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、4月11日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。4月27日(水)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間**など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
- この名簿は、原則として、**大学卒は平成29年4月以降の、大学卒特別募集は平成28年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。**
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- また、名簿に記載されても、**大学卒は平成29年3月末日までに、大学卒特別募集は平成28年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。**
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給(現行給料月額199,500円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、**午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第1次試験合格発表の日から1月間	

<p>第 2 次 試 験 受 験 者</p>	<p>第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)</p>	<p>第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局</p>
----------------------------	---	--	--------------------

10 問合せ先等

<p>スポーツ加点申請書 提 出 先 問 合 せ 先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/</p>
--	--

<p>問 合 せ 先</p>	<p>愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町 2 番地 2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724</p>
----------------	--